

## 依存症啓発イベント事業委託業務仕様書

(総則)

第1 この仕様書は、委託契約書に基づき定めるものとする。

(事業の目的)

第2 若年者をはじめとする幅広い世代に向けた依存症啓発イベントを、スポーツチームと連携して開催し、県が新たに開設する「依存症対策センター」及び「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」等の周知を図る。

(委託事業の内容)

第3 委託事業の内容は以下のとおりとする。

【ステージイベントの企画運営】

(1) 開催日

令和8年6月6日(土)から令和8年7月26日(日)のうち甲が指定する日時  
(開催時間は2時間程度)

(2) 開催回数

1回

(3) 会場

愛知県内の甲が指定する場所(イオンモール内を想定)

(4) 企画に関する留意事項

話題性・集客性が高く、若年者に向けた依存症啓発に資する企画を実施すること。ただし、以下の内容は必ず盛り込むこと。

ア ステージや音響設備等の設置を行うこと。ただし、ステージ等については、会場備品を利用出来る場合がある。利用を希望する場合は、必要に応じて会場管理者と協議を行うこと。

イ ステージシナリオの作成及び司会進行は乙が行うこと。

ウ ステージトークショーを実施すること。

・出演者について企画提案すること。ただし、1名は甲が指定する精神科医とすること。

・出演者との調整は乙が行い、出演料等についても乙が支払うこと。

エ 愛知県内の甲が指定するスポーツチームと連携してイベントを開催すること。

オ ギャンブル等依存症について、(ア)から(ウ)のとおり正しい理解を図る内容とすること。

(ア) 誰にでもなり得る病気であり、「根性がない」とか「意志が弱い」からなるわけではない。

(イ) 「否認の病」と呼ばれ、本人や家族が依存症という認識を持ち難いという特性がある。

(ウ) 早期の支援や適切な治療により回復等は十分に可能な病気である。

(5) 完了報告

乙は、令和8年8月31日(月)までに完了報告書(任意様式)を作成し、甲へ提出すること。

(6) その他

ア ゴミの分別回収、会場設備等の撤去について責任をもって行うこと。

イ 乙は会場施設が定める利用に関する規定を遵守すること。

ウ 会場内に、依存症啓発に資する装飾を行うこと。

エ 来場者数を計測すること。

(その他)

第4

- (1) 本契約の成果物に関連して発生した著作権は全て甲に帰属するものとする。
- (2) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、乙が負担すること。
- (3) 業務に関して、官公庁や会場管理者への申請が必要な場合は、原則として乙が行う。
- (4) この仕様書の定めのない事項については、協議のうえ、決定する。